

平成25年臨時会（8月）

平成25年8月5日、第3回臨時会を開催しました。市長の市政報告の後、報告1件、議案2件を賛成多数で可決しました。

議案

市有財産の処分について

- 1 財産の内容
名称：旧津久茂小学校
- 2 売却価格
523.2万円
内訳
土地 436.6万円
建物 86万円
- 3 売却の相手方
医療法人社団吉田会



1 財産の内容

名称	旧津久茂小学校
地番	江田島市江田島町津久茂二丁目656番7
土地	敷地面積：10,568㎡ 地目：学校用地
建物	校舎（無償譲渡） 構造：鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ床面積：1,726.28㎡ 建築年度：昭和54年度
	体育館 構造：鉄筋コンクリート造 平家建て 延べ床面積：528.00㎡ 建築年度：昭和56年度

質疑

Q 6月補正予算にくらべて更地価格が減額となったのは。

A 6月補正では平成24年8月1日の評価額で452.6万円。議決後、再鑑定をして修正時点で81%の減額評価となりました。また、校庭の焼却炉撤去（約160万円）も考慮し、436.6万円となりました。

Q 補助金を受けている体育館売却による学施設整備基金はどの程度積むのか。

A 文部科学省へ売却申請し決定されれば、6月補正（418万円）より約36万円減額になる予定です。

Q 吉田会はどのような事業展開と江田島市の社会福祉事業にどれだけ貢献できるか。

A 福祉的構想を検討されています。まず、来年度4月1日運営を目標にグラウンドに小規模多機能施設を建設。江田島市の福祉政策においてニーズを把握し、福祉施設を充実させていく予定です。

調停の申し立てについて

申立ての要旨は以下のとおりです。

江田島市観光協会に交付した補助金のうち、当該協会が不適切に支出した24万8712円を返還させることにし、相手方と解決を図るため、簡易裁判所に調停を申し立てるもの。調停において目的を達することができず、又は必要があるときは、補助金返還請求訴訟を提起することができるとしている。

Q 江田島市が補助する団体は全て監査するのかが。

A 3年に一度監査することになっております。観光協会については事前に内部監査したところ一部問題があるのではというのが発端です。尚、3年に一度監査する

年でした。

Q 行政側幹部の了承（押印）があったから支出したのではないのか。

A 今後、調停の場ではつきりすると思いません。

Q 和解を目標とする調停の簡易裁判所への申し立てか。

A 三者それぞれ言い分があるかと思いません。まず、話し合いの場で解決したい。

Q 仮に返還訴訟をする場合の相手方は観光協会のみか。

A 訴訟になった場合、返還命令は観光協会、場合によっては当事者である前事務局長に訴状を提出することになるかと思えます。

可決

賛成 15人
反対 4人

議会改革特別委員会最終報告

平成23年6月23日の定例会決議（発議第3号）により議会改革特別委員会が設置され約2年間、定数等を含めた議会のあり方及び議会基本条例案を取りまとめ、平成25年8月5日の第26回委員会最終報告及び議長に対する答申を終えて委員会としての役割を終えました。

第26回委員会

- (1) 議会改革特別委員会最終報告書（案）について
これまで2回の中間報告を議長に対して行っていますが、前回までに審議した事項を含めた委員会としての最終報告書（案）について審議し、出席委員全員の賛成で決しました。
- (2) 答申（案）について
平成23年7月13日付け江議第41号で議長から諮問の

あつた6項目についての答申を取りまとめました。

- ① 議会運営のあり方に関すること。
- ② チェック機能の強化に関すること。
- ③ 透明性のある開かれた議会のあり方に関すること。
- ④ 専門的知見の活用に関すること。
- ⑤ 議員定数に関すること。
- ⑥ その他議会の活性化に関すること。

(3) 議会基本条例案の9月議会上程について
当初予定していませんでしたが、委員より特別委員会に取りまとめた議会基本条例（案）を議員

任期中（10月31日まで）に早期条例化するべきであるという意見が多数あり、追加議題となりました。

た。理由としては以下の通りです。
① 新たな議会が11月から発足した場合、基本条例の制定は一から議論されることになりかねない。
② 条例制定に時間を費やすようでは、これまでの2年間の審議が無意味になりはしないか。

結論として、出席委員全員の賛成により9月定例会で条例化することを8月下旬に開催予定の全員協議会で提案することになりました。

第6回全員協議会

8月26日に開催された全員協議会において、平成23年7月13日から平成25年8月5日の全26回の議会改革特別委員会の審議を終えた最終報告書および答申が全議員に配布されました。

また、議会基本条例（案）を出席議員全員の賛成で9月定例会で発議されることになりました。

議会基本条例（全22条）の主な条文

【議会報告会】 第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。 2 議会報告会に関することは、別に定める。
【反問権】 第7条 (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
【文書質問】 第7条 (4) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。
【政策討論会】 第11条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。 2 政策討論会に関することは、別に定める。
【出前講座】 第12条 4 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、出前講座を積極的に行うよう努めるものとする。
【最高法規性】 第21条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

議会基本条例可決

9月11日に開かれた9月定例会第3日に発議として議会基本条例案が上

程され、全員賛成により可決されました。平成26年4月1日施行されることとなります。

ついては11月からの新議会で審議することになります。

可決

賛成 15人
反対 4人